

2 地図作成の現状

(2) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会と地図作成

昭和 60 年の第 102 国会にて土地家屋調査士法の改正により公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「調査士協会」という。）が全国の法務局・地方法務局単位に 50 協会設立され、全国の調査士協会により全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（以下「全公連」という。）が設立され今年で 25 周年となる。この四半世紀に及ぶ登記所備付地図（不動産登記法 14 条第 1 項による地図）の作成には、調査士協会として積極・果敢に取り組んできた。

調査士協会が設立された初年度の昭和 60 年には、143 枚の登記所備付図面が全国の調査士協会により作成され平成 21 年度までに年平均 367 枚・総枚数 8082 枚（全公連調べ）の登記所備付地図が作成された。

平成 16 年度以降の各省連携に基づく平成地籍整備に基づく地図作成作業では、D1D 地区の 1K m²当たりの調査筆数が従来の 2500 筆から 5000 筆に倍増し筆界確認がより困難な地区の地図作成を行っている。このように困難な作業状況下の地図作成作業であるが、筆界確定率が 100%に近い状況の地図が全国の調査士協会により作成されている。

また、国土調査法に基づく地籍調査事業へも全国の調査士協会は積極的に取り組んでいる。特に E 工程（筆界確認）については筆界の専門家として土地家屋調査士の専門能力を結合した調査士協会が受託することでスムーズな筆界確認がなされて、委託官公署から高い評価をいただいている。

このような調査士協会の地図作成にかかわる取組が評価され本年6月7日の全公連設立及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会制度25周年記念式典において、14条地図を作成した全国の31協会に対して法務大臣より感謝状が授与された。